

## 平成21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

(独立行政法人名:福祉医療機構)

| 契約名称及び内容                           | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地                            | 契約締結日     | 契約の相手方の商号又は名称及び住所                                      | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由                                                                                                                    | 予定価格 | 契約金額          | 落札率 | 再就職の役員の数 | 移行困難な事由                                                                                                                                              | 移行予定年限 | 備 考                 |
|------------------------------------|-------------------------------------------------------|-----------|--------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|---------------|-----|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|---------------------|
| 文書管理及び稟議決裁システム運用支援サービス             | 契約担当役 岩田 文行<br>情報システム部情報管理課<br>東京都港区虎ノ門4 - 3 - 13     | 平成20年4月1日 | 日本アイ・ビー・エム株式会社<br>代表取締役 大蔵卓麻<br>東京都港区六本木3 - 2 - 12     | 現在契約形態の見直し実施中であり、平成20年度については、当該システムの開発から現在まで継続的にシステムに携わり、システムの構築内容等を熟知している同社以外に継続的に業務にあたることができる者は他におらず、前年度と同様に会計規程第24条第1項に該当するものと判断。                 | -    | 13,736,835    | -   | -        | 現在契約形態の見直し実施中であり、平成20年度については、当該システムの開発から現在まで継続的にシステムに携わり、システムの構築内容等を熟知している同社以外に継続的に業務にあたることができる者は他におらず、前年度と同様に会計規程第24条第1項に該当するものと判断。                 | 平成21年度 |                     |
| 貸付総合電算システムの運用支援                    | 契約担当役 岩田 文行<br>情報システム部情報管理課<br>東京都港区虎ノ門4 - 3 - 13     | 平成20年4月1日 | 株式会社アイ・ティ・フロンティア<br>代表取締役社長 井上準二<br>東京都中央区晴海1 - 8 - 10 | 業務システム最適化計画において、当該業者は、「システム開発を含むシステム全般に携わり、システム構築の内容等を熟知し、かつ、継続的に業務にあたることのできる業者」と整理されていることから、会計規程第24条第1項に該当するため。                                     | -    | 33,217,128    | -   | -        | 業務システム最適化計画において、当該業者は、「システム開発を含むシステム全般に携わり、システム構築の内容等を熟知し、かつ、継続的に業務にあたることのできる業者」と整理されていることから、会計規程第24条第1項に該当するため。                                     | 平成21年度 |                     |
| 福祉保健医療情報ネットワークシステム運用支援サービス         | 契約担当役 岩田 文行<br>情報システム部WAMNET事業課<br>東京都港区虎ノ門4 - 3 - 13 | 平成20年4月1日 | 日本アイ・ビー・エム株式会社<br>代表取締役 大蔵卓麻<br>東京都港区六本木3 - 2 - 12     | 業務システム最適化計画に沿って、システムの見直し(新規開発)を実施しているが、現在のところシステム開発の経過期間であることから、現在のシステムの構築内容等を熟知し、かつ、継続的に業務にあたることのできる者は他におらず、会計規程第24条第1項に該当するため。                     | -    | 1,238,826,618 | -   | -        | 業務システム最適化計画に沿って、システムの見直し(新規開発)を実施しているが、現在のところシステム開発の経過期間であることから、現在のシステムの構築内容等を熟知し、かつ、継続的に業務にあたることのできる者は他におらず、会計規程第24条第1項に該当するため。                     | 平成22年度 |                     |
| 月刊広報・情報誌「WAM」PDFファイルの編集・制作         | 契約担当役 岩田 文行<br>情報システム部WAMNET事業課<br>東京都港区虎ノ門4 - 3 - 13 | 平成20年4月1日 | 株式会社法研<br>代表取締役社長 東島俊一<br>東京都中央区銀座1 - 10 - 1           | 月刊広報・情報誌「WAM」の編集・発行業務については、平成19年度に実施した企画競争の結果、株式会社法研を選定したところ、本件PDFファイルの編集・制作業務については、同企画競争実施要綱において雑誌編集・発行業務受託会社に委託する旨が定められていたことから、会計規程第24条第1項に該当するため。 | -    | 1,411,200     | -   | -        | 月刊広報・情報誌「WAM」の編集・発行業務については、平成19年度に実施した企画競争の結果、株式会社法研を選定したところ、本件PDFファイルの編集・制作業務については、同企画競争実施要綱において雑誌編集・発行業務受託会社に委託する旨が定められていたことから、会計規程第24条第1項に該当するため。 | 平成21年度 |                     |
| WAMNETコンテンツ「WAMNETプラス」の継続          | 契約担当役 岩田 文行<br>情報システム部WAMNET事業課<br>東京都港区虎ノ門4 - 3 - 13 | 平成20年4月1日 | 株式会社エイジデザイン<br>代表取締役社長 吉田重義<br>東京都大田区池上3 - 38 - 12     | 当該業務については、コンテンツの継続性維持や諸権利を保有する同社のノウハウの有用性に鑑み、昨年度まで「会計規程第24条第1項に該当する」ものとしてきたところ、現在契約形態等の見直しを検討中であるが、平成20年度は検討に係る経過期間であることから、これまでと同様の理由により随意契約とする。     | -    | 21,900,000    | -   | -        | 当該業務については、コンテンツの継続性維持や諸権利を保有する同社のノウハウの有用性に鑑み、昨年度まで「会計規程第24条第1項に該当する」ものとしてきたところ、現在契約形態等の見直しを検討中であるが、平成20年度は検討に係る経過期間であることから、これまでと同様の理由により随意契約とした。     | 平成21年度 |                     |
| ラジオ番組「メイコのいきいきモーニング」の制作及び放送(4～9月分) | 契約担当役 岩田 文行<br>基金事業部管理課<br>東京都港区虎ノ門4 - 3 - 13         | 平成20年4月1日 | 株式会社大広<br>代表取締役社長 高野 功<br>東京都港区芝公園2 - 4 - 1            | 現在一般競争入札の手続きを実施中であり、10月以降、当該入札の落札者と契約締結予定。<br>現在契約形態の見直しを実施中であるため、半年間については、事業の継続性等を勘案し、これまでの同業者の当該業務に係る実績に鑑み、前年度と同様に会計規程第24条第1項に該当すると判断。             | -    | 46,368,000    | -   | -        | 現在一般競争入札の手続きを実施中であり、10月以降、当該入札の落札者と契約締結予定。<br>現在契約形態の見直しを実施中であるため、半年間については、事業の継続性等を勘案し、これまでの同業者の当該業務に係る実績に鑑み、前年度と同様に会計規程第24条第1項に該当すると判断。             | 平成20年度 | 平成20年10月より一般競争により契約 |

| 契約名称及び内容                     | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地                        | 契約締結日     | 契約の相手方の商号又は名称及び住所                                | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由                                                                                                                                                              | 予定価格 | 契約金額        | 落札率 | 再就職の役員の数 | 移行困難な事由                                                                                                                                                                                        | 移行予定年限 | 備 考 |
|------------------------------|---------------------------------------------------|-----------|--------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-------------|-----|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|-----|
| 退職共済事業に係る電子計算システムによる情報処理業務委託 | 契約担当役 岩田 文行<br>共済部計画課<br>東京都港区虎ノ門4-3-13           | 平成20年4月1日 | 株式会社ユーフィット<br>代表取締役社長 竹田 喜彦<br>愛知県名古屋市中区栄2-4-18  | 業務システム最適化計画に沿って、契約形態等の見直しを実施中。21年度から入札により決定した業者と契約締結予定。<br>現在契約形態の見直しを実施中であるため、経過期間においては、現在のシステムの構築内容等を熟知し、かつ、継続的に業務にあたることができる者は当該業者以外他におらず、会計規程第24条第1項に該当するため。                                | -    | 183,100,050 | -   | -        | 業務システム最適化計画に沿って、契約形態等の見直しを実施中。21年度から入札により決定した業者と契約締結予定。<br>現在契約形態の見直しを実施中であるため、経過期間においては、現在のシステムの構築内容等を熟知し、かつ、継続的に業務にあたることができる者は当該業者以外他におらず、会計規程第24条第1項に該当するため。                                | 平成21年度 |     |
| 年金担保貸付及び労災年金担保貸付に係る業務委託      | 契約担当役 岩田 文行<br>年金貸付部年金貸付課<br>東京都港区虎ノ門4-3-13       | 平成20年4月1日 | 年金福祉システム開発株式会社<br>代表取締役社長 光宗 英昭<br>東京都渋谷区渋谷2-7-5 | 業務システム最適化計画に沿って、契約形態等の見直しを実施中。21年度から入札により決定した業者と契約締結予定。<br>現在契約形態の見直しを実施中であるため、経過期間においては、現在のシステムの構築内容等を熟知し、かつ、継続的に業務にあたることができる者は当該業者以外他におらず、会計規程第24条第1項に該当するため。                                | -    | 177,660,000 | -   | -        | 業務システム最適化計画に沿って、契約形態等の見直しを実施中。21年度から入札により決定した業者と契約締結予定。<br>現在契約形態の見直しを実施中であるため、経過期間においては、現在のシステムの構築内容等を熟知し、かつ、継続的に業務にあたることができる者は当該業者以外他におらず、会計規程第24条第1項に該当するため。                                | 平成21年度 |     |
| 承継住宅貸付業務に係る業務委託              | 契約担当役 岩田 文行<br>年金貸付部住宅指導課<br>東京都港区虎ノ門4-3-13       | 平成20年4月1日 | 年金福祉システム開発株式会社<br>代表取締役社長 光宗 英昭<br>東京都渋谷区渋谷2-7-5 | 業務システム最適化計画に沿って、契約形態等の見直しを実施中。21年度から入札により決定した業者と契約締結予定。<br>現在契約形態の見直しを実施中であるため、経過期間においては、現在のシステムの構築内容等を熟知し、かつ、継続的に業務にあたることができる者は当該業者以外他におらず、会計規程第24条第1項に該当するため。                                | -    | 293,806,800 | -   | -        | 業務システム最適化計画に沿って、契約形態等の見直しを実施中。21年度から入札により決定した業者と契約締結予定。<br>現在契約形態の見直しを実施中であるため、経過期間においては、現在のシステムの構築内容等を熟知し、かつ、継続的に業務にあたることができる者は当該業者以外他におらず、会計規程第24条第1項に該当するため。                                | 平成21年度 |     |
| 情報化統括責任者(CIO)補佐官業務の委託        | 契約担当役 岩田 文行<br>情報システム部情報管理課<br>東京都港区虎ノ門4-3-13     | 平成20年4月1日 | 株式会社デュオシステムズ<br>代表取締役 宇田川一則<br>東京都文京区大塚2-15-6    | 当機構においては、CIO補佐官業務を同社に委託し、その指導のもと、平成19年度に業務システム最適化最適化計画を策定した。<br>このため、同計画の実施に当たっては、当該業務を同社に委託することが効率的且つ経済的と考えられ、会計規程第24条第1項に該当するため。                                                             | -    | 27,300,000  | -   | -        | 当機構においては、CIO補佐官業務を同社に委託し、その指導のもと、平成19年度に業務システム最適化最適化計画を策定した。<br>このため、同計画の実施に当たっては、当該業務を同社に委託することが効率的且つ経済的と考えられ、会計規程第24条第1項に該当するため。                                                             | 平成21年度 |     |
| 看護師等養成所報告管理システムの運用支援サービス     | 契約担当役 岩田 文行<br>情報システム部WAMNET事業課<br>東京都港区虎ノ門4-3-13 | 平成20年4月1日 | 日本アイ・ビー・エム株式会社<br>代表取締役 大蔵卓麻<br>東京都港区六本木3-2-12   | 当該システムは、当該業者が構築し、WAMNET上で運用されているシステムであるが、WAMNETは、業務システム最適化計画に沿って、見直しを実施中であるため、現在のWAMNETのシステム開発を含むシステム全般に携わっている同社以外に、システム構築の内容等を熟知し、かつ、継続的に当該保守業務にあたる事が出来る者は他にいないと考えられることから、会計規程第24条第1項に該当するため。 | -    | 6,099,786   | -   | -        | 当該システムは、当該業者が構築し、WAMNET上で運用されているシステムであるが、WAMNETは、業務システム最適化計画に沿って、見直しを実施中であるため、現在のWAMNETのシステム開発を含むシステム全般に携わっている同社以外に、システム構築の内容等を熟知し、かつ、継続的に当該保守業務にあたる事が出来る者は他にいないと考えられることから、会計規程第24条第1項に該当するため。 | 平成21年度 |     |
| 基金広報情報誌「いきいきチャレンジ」の編集発行委託    | 契約担当役 岩田 文行<br>基金事業部管理課<br>東京都港区虎ノ門4-3-13         | 平成20年4月1日 | 株式会社法研<br>代表取締役社長 東島俊一<br>東京都中央区銀座1-10-1         | 現在契約形態の見直し実施中であり、平成20年度については、内容の継続性、同業者の基金事業に関する知識・情報の蓄積、これまでの当機構の広報・編集方針に則した発行業務の実績、制作業務等の効率性の観点から、前年度と同様に会計規程第24条第1項に該当するものと判断。                                                              | -    | 25,998,840  | -   | -        | 現在契約形態の見直し実施中であり、平成20年度については、内容の継続性、同業者の基金事業に関する知識・情報の蓄積、これまでの当機構の広報・編集方針に則した発行業務の実績、制作業務等の効率性の観点から、前年度と同様に会計規程第24条第1項に該当するものと判断。                                                              | 平成21年度 |     |

| 契約名称及び内容                                      | 契約職等の氏名並びに<br>その所属する部局の名称<br>及び所在地                 | 契約締結日      | 契約の相手方の商号又は名<br>称及び住所                                         | 随意契約によることとした業務方法<br>書又は会計規程等の根拠条文及び<br>理由                                                | 予定価格 | 契約金額      | 落札率 | 再就職の<br>役員の数 | 移行困難な事由                                                                                  | 移行予定年限 | 備 考 |
|-----------------------------------------------|----------------------------------------------------|------------|---------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----------|-----|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------|--------|-----|
| 平成20年度施設開設・経営実<br>務セミナー開催に係る費用(東<br>京・会場借上げ他) | 契約担当役 岩田 文行<br>企画指導部経営企画課<br>東京都港区虎ノ門4 - 3<br>- 13 | 平成20年5月29日 | 社会福祉法人全国社会福祉<br>協議会<br>事務局長 齊藤貞夫<br>東京都千代田区霞が関3 - 3<br>- 2    | 会場の選定にあたり立地条件及び開<br>催日時等の条件を満たすことが可能<br>であったのは、同法人だけであったこ<br>とから、会計規程第24条第1項に該<br>当するため。 | -    | 1,584,260 | -   | -            | 会場の選定にあたり立地条件及び開<br>催日時等の条件を満たすことが可能<br>であったのは、同法人だけであったこ<br>とから、会計規程第24条第1項に該<br>当するため。 | 平成21年度 |     |
| 平成20年度施設開設・経営実<br>務セミナー開催に係る費用(大<br>阪・会場借上げ他) | 契約担当役 岩田 文行<br>企画指導部経営企画課<br>東京都港区虎ノ門4 - 3<br>- 13 | 平成20年6月5日  | 株式会社毎日ビルディング<br>オーバルホール支配人 木野<br>良事<br>大阪府大阪市北区梅田3 - 4<br>- 5 | 会場の選定にあたり立地条件及び開<br>催日時等の条件を満たすことが可能<br>であったのは、同法人だけであったこ<br>とから、会計規程第24条第1項に該<br>当するため。 | -    | 1,142,881 | -   | -            | 会場の選定にあたり立地条件及び開<br>催日時等の条件を満たすことが可能<br>であったのは、同法人だけであったこ<br>とから、会計規程第24条第1項に該<br>当するため。 | 平成21年度 |     |

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成20年度に締結した契約のうち、平成21年度以降に競争性のある契約への移行予定のものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達 の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「移行困難な事由」欄は、平成20年度に競争性のある契約に移行できなかった事由を記載することとし、「移行予定年限」欄は、平成21年度以降の具体的な移行予定年限(例:平成21年度)を記載すること。

平成21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:福祉医療機構)

| 契約名称及び内容                      | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地                        | 契約締結日     | 契約の相手方の商号又は名称及び住所                                                 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由                                                                                                                                   | 予定価格 | 契約金額       | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由                                                                                                                                                     | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|-------------------------------|---------------------------------------------------|-----------|-------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------------|-----|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|----|
| 事業報告書電子申請システムサーバ用設備工事         | 契約担当役 岩田 文行<br>情報システム部情報管理課<br>東京都港区虎ノ門4 - 3 - 13 | 平成20年4月1日 | 日本アイ・ビー・エム株式会社<br>代表取締役 大蔵卓麻<br>東京都港区六本木3 - 2 - 12                | 当該システムは、WAMNETを介して運用されることとなっており、当該システムのサーバについては、左記業者の事業所内にあるWAMNET運用センターに設置し、既存スペース等を利用することが最も経済的・合理的と考えられ、会計規程24条第1項に該当するため。                                       | -    | 1,984,500  | -   | -        | 当該システムは、WAMNETを介して運用されることとなっており、当該システムのサーバについては、左記業者の事業所内にあるWAMNET運用センターに設置し、既存スペース等を利用することが最も経済的・合理的と考えられ、会計規程24条第1項に該当するため。                                       | 14                   |    |
| 独立行政法人会計システムの保守               | 契約担当役 岩田 文行<br>情報システム部情報管理課<br>東京都港区虎ノ門4 - 3 - 13 | 平成20年4月1日 | 財団法人日本システム開発研究所<br>理事長 相沢英之<br>東京都新宿区富久町16 - 5                    | 当該システムは、同法人が開発したパッケージソフトを当機構用にカスタマイズしたものであり、知的財産権は同法人が有している。<br>このため、第3者に保守を委託することは不可能であり、会計規程第24条第1項に該当するため。                                                       | -    | 7,205,100  | -   | -        | 当該システムは、同法人が開発したパッケージソフトを当機構用にカスタマイズしたものであり、知的財産権は同法人が有している。<br>このため、第3者に保守を委託することは不可能であり、会計規程第24条第1項に該当するため。                                                       | 14                   |    |
| 福祉医療機構ALMモデル運用支援              | 契約担当役 岩田 文行<br>情報システム部情報管理課<br>東京都港区虎ノ門4 - 3 - 13 | 平成20年4月1日 | 株式会社三菱東京UFJ銀行<br>市場営業部長 飯泉浩<br>東京都千代田区丸の内2 - 7 - 3                | ・ALMモデルに関する知的財産権が同社に帰属しており、第3者に運用支援を委託することが不可能なこと。<br>・現在のALMモデルを見直し、全て入れ替えを行った場合、開発経費・毎年度の運用支援に多額の経費が掛かり、見直しがコストに見合わないこと。<br>このことから、会計規程第24条第1項に該当するため。            | -    | 10,027,500 | -   | -        | ・ALMモデルに関する知的財産権が同社に帰属しており、第3者に運用支援を委託することが不可能なこと。<br>・現在のALMモデルを見直し、全て入れ替えを行った場合、開発経費・毎年度の運用支援に多額の経費が掛かり、見直しがコストに見合わないこと。<br>このことから、会計規程第24条第1項に該当するため。            | 14                   |    |
| 社会保険庁オンラインシステム(SOLS)一式に係る賃貸借等 | 契約担当役 岩田 文行<br>年金貸付部年金貸付課<br>東京都港区虎ノ門4 - 3 - 13   | 平成20年4月1日 | 株式会社日立製作所<br>東京都江東区新砂一丁目6番27号<br>公共システム営業統括本部第一営業本部 公共営業第一部長 馬島知恵 | 本件賃借物件は、専用端末、「社会保険オンラインシステム」をPC上で稼働するためのプログラムであり、社会保険庁本体のシステムと連携した仕様となっていることから、他社製品の導入は困難(専用端末についても専用の作り込みがされており、他社製を導入した場合、正常な動作が確保できない可能性がある。)なため、会計規程第24条第1項に該当。 | -    | 815,844    | -   | -        | 本件賃借物件は、専用端末、「社会保険オンラインシステム」をPC上で稼働するためのプログラムであり、社会保険庁本体のシステムと連携した仕様となっていることから、他社製品の導入は困難(専用端末についても専用の作り込みがされており、他社製を導入した場合、正常な動作が確保できない可能性がある。)なため、会計規程第24条第1項に該当。 | 14                   |    |
| 平成19事業年度財務諸表に関する公告の官報掲載業務     | 契約担当役 川上 茂樹<br>総務部総務課<br>東京都港区虎ノ門4 - 3 - 13       | 平成20年8月5日 | 東京官書普及株式会社<br>代表取締役 吉田昌弘<br>東京都千代田区神田錦町1 - 2                      | 官報公告掲載料金は、全国均一料金であり競争性が働かないため、会計規程第24条第1項に該当するもの。                                                                                                                   | -    | 6,506,784  | -   | -        | 官報公告掲載料金は、全国均一料金であり競争性が働かないため、会計規程第24条第1項に該当するもの。                                                                                                                   | 14                   |    |

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成20年度に締結した契約のうち、平成21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
  - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
  - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
  - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
  - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
  - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
  - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
  - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」

随意契約事由別 類型早見表

| 随 意 契 約 事 由                                                                     | 類型区分 |
|---------------------------------------------------------------------------------|------|
| <b>競争性のない随意契約によらざるを得ない場合</b>                                                    |      |
| <b>イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの</b>                                             |      |
| (イ)法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの                                                   | 1    |
| (ロ)条約等の国際的取決めに、契約の相手方が一に定められているもの                                               | 2    |
| (ハ)閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの                               | 3    |
| (ニ)地方公共団体との取決めに、契約の相手方が一に定められているもの                                              | 4    |
| <b>ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)</b> | 5    |
| <b>ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等</b>                                                    | 6    |
| <b>二 その他</b>                                                                    |      |
| (イ)防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等     | 7    |
| (ロ)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)                 | 8    |
| (ハ)郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)                                              | 9    |
| (ニ)再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入                                    | 10   |
| (ホ)美術館等における美術品及び工芸品等の購入                                                         | 11   |
| (ハ)行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの                          | 12   |